

## 知的財産管理技能検定2級完全マスター③(著作権法・その他)【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター③(著作権法・その他)【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日
第36回以降	未定	未定

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

### ご注意ください

法改正の施行日については統一されている訳ではないため、本資料では実施回が早いもの及び法改正に関連のない内容から順に掲載をしていますので、実施回ごとにどの法改正が影響するかご確認のうえ、ご利用ください。

## 改訂に関連する法律

### 特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : [http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei\\_archive.html#h30](http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou\\_h300530.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)  
ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp\\_houritu\\_seibi\\_h281228.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html)

### 文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)について  
(施行:平成30年(2018)年12月30日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/)

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年1月1日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年4月1日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou\\_kyouikuhou/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/)

※2019年4月3日現在(今後さらに変更する場合があります)



該当箇所	変更前	変更後
P51 08 著作権の変動 1 著作権の存続期間 (2)終期の起算点がわかりにくい場合 ① 無名・変名の著作物の保護期間 4行目 7行目 9行目	<p>そのため、無名・変名の著作物の保護期間は、著作物の公表後 <b>50年</b> を経過するまで、と決められています（著52条）。</p> <p>ただし、小説家のペンネームが有名であって誰を指すのかがわかる場合などは、著作者の死亡時点が容易に把握できるので、原則どおり著作者の死後 <b>50年</b> となります（著52条2項）。</p> <p>「公表後 <b>50年</b>」を計算するには、前述の「死後 <b>50年</b>」の場合と同様に、公表された日が属する年の翌年1月1日から起算します（著57条）。</p>	<p>そのため、無名・変名の著作物の保護期間は、著作物の公表後 <b>70年</b> を経過するまで、と決められています（著52条）。</p> <p>ただし、小説家のペンネームが有名であって誰を指すのかがわかる場合などは、著作者の死亡時点が容易に把握できるので、原則どおり著作者の死後 <b>70年</b> となります（著52条2項）。</p> <p>「公表後 <b>70年</b>」を計算するには、前述の「死後 <b>70年</b>」の場合と同様に、公表された日が属する年の翌年1月1日から起算します（著57条）。</p>
P52 08 著作権の変動 1 著作権の存続期間 (2)終期の起算点がわかりにくい場合 ② 団体名義の著作物の保護期間 2行目 4～5行目	<p>職務著作は、会社等の法人が著作者となります。法人等の団体は、あくまで法律上の架空の権利主体ですので、死亡という概念がなく、著作者の死後 <b>50年</b> までという著作権の存続期間が当てはめられません。</p> <p>したがって、著作権法では、法人が著作者の場合、著作物の公表後 <b>50年</b>（創作後 <b>50年</b> 以内に公表されなかった場合は創作後 <b>50年</b>）を経過するまでの間を、著作権の存続期間として規定しています（著53条）。</p>	<p>職務著作は、会社等の法人が著作者となります。法人等の団体は、あくまで法律上の架空の権利主体ですので、死亡という概念がなく、著作者の死後 <b>70年</b> までという著作権の存続期間が当てはめられません。</p> <p>したがって、著作権法では、法人が著作者の場合、著作物の公表後 <b>70年</b>（創作後 <b>70年</b> 以内に公表されなかった場合は創作後 <b>70年</b>）を経過するまでの間を、著作権の存続期間として規定しています（著53条）。</p>
P53 08 著作権の変動 1 著作権の存続期間 (3)映画の著作物 1行目	<p>映画の<b>著作物だけは存続期間が他の著作物より長く</b>、著作権はその公表後70年（創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年）を経過するまでの間、存続します（著54条）。</p>	<p>映画の<b>著作物だけは存続期間が他の著作物より長く</b>、著作権はその公表後70年（創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年）を経過するまでの間、存続します（著54条）。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P54 08 著作権の変動 1 著作権の存続期間 (5)外国の著作物 9行目	平和条約締結までの期間が国により異なるため、相手国ごとに戦時加算は変化しますが、例えばアメリカ人が戦前有していた著作権については、通常の <b>50年</b> に3794日を加算した日数が日本での保護期間となり、10年ほど長く保護されるようになります。	平和条約締結までの期間が国により異なるため、相手国ごとに戦時加算は変化しますが、例えばアメリカ人が戦前有していた著作権については、通常の <b>70年</b> に3794日を加算した日数が日本での保護期間となり、10年ほど長く保護されるようになります。
P58 08 著作権の変動 まとめ 1～2行目	・著作物の保護期間は、原則として著作者の死後 <b>50年</b> までである。例外として、無名・変名の著作物や団体名義の著作物は、原則、公表後 <b>50年</b> までである	・著作物の保護期間は、原則として著作者の死後 <b>70年</b> までである。例外として、無名・変名の著作物や団体名義の著作物は、原則、公表後 <b>70年</b> までである
P59 08 著作権の変動 確認問題 08 <b>II</b>	<b>II</b> 著作権の存続期間について、 <b>適切</b> なものを選びなさい。 ㉑無名または変名の著作物の保護期間は、著作物の創作後 <b>50年</b> を経過するまでである ㉒著作者が法人の場合、著作権の存続期間は著作物の公表後 <b>50年</b> を経過するまでである ㉓映画の著作物は、公表後 <b>50年</b> を経過するまで著作権が存続する	<b>II</b> 著作権の存続期間について、 <b>不適切</b> なものを選びなさい。 ㉑無名または変名の著作物の保護期間は、著作物の創作後 <b>70年</b> を経過するまでである ㉒著作者が法人の場合、著作権の存続期間は著作物の公表後 <b>70年</b> を経過するまでである ㉓映画の著作物は、公表後 <b>70年</b> を経過するまで著作権が存続する
P60 08 著作権の変動 解答 08 <b>I</b>	<b>I</b> 1. 著作（財産）権の存続期間は、著作物の（① <b>創作</b> ）時から始まり、著作者の死後（② <b>50年</b> ）を経過するまでである。共同著作物の場合は、（③ <b>最後</b> ）に死亡した著作者の死後（② <b>50年</b> ）を経過するまでとなる。なお、著作（財産）権の相続人がいなければ、著作権は（④ <b>消滅</b> ）する。	<b>I</b> 1. 著作（財産）権の存続期間は、著作物の（① <b>創作</b> ）時から始まり、著作者の死後（② <b>70年</b> ）を経過するまでである。共同著作物の場合は、（③ <b>最後</b> ）に死亡した著作者の死後（② <b>70年</b> ）を経過するまでとなる。なお、著作（財産）権の相続人がいなければ、著作権は（④ <b>消滅</b> ）する。

該当箇所	変更前	変更後
P61 08 著作権の変動 解答 08 <b>II</b>	㉑ 著作者が法人の場合、著作権の存続期間は著作物の公表後 50 年を経過するまでである ㉒ 映画の著作物が創作後 70 年間公表されなかった場合、創作後 70 年を経過するまでが著作権の存続期間である（正しくは、㉑ 創作後→公表後、㉒ 50 年→70 年）	㉑ 無名または変名の著作物の保護期間は、著作物の創作後 <b>70 年</b> を経過するまでである ㉒ 著作者が法人の場合、著作権の存続期間は著作物の公表後 <del>50 年</del> を経過するまでである ㉒ 映画の著作物が創作後 <del>70 年間</del> 公表されなかった場合、 <del>創作後 70 年</del> を経過するまでが著作権の存続期間である（正しくは、㉑ 創作後→公表後、 <del>㉒ 50 年→70 年</del> ）
P64 09 著作権の制限 2 私的使用のための複製 12 行目	また、本条の規定により著作物を利用できる場合には、翻訳、編曲、変形または翻案して、著作物を利用することも可能です（ <b>著 43 条 1 号</b> ）。	また、本条の規定により著作物を利用できる場合には、翻訳、編曲、変形または翻案して、著作物を利用することも可能です（ <b>著 47 条の 6 第 1 項 1 号</b> ）。
P64 09 著作権の制限 3 写り込み 項目名の変更	3 <b>写り込み</b>	3 <b>付随対象著作物の利用</b>

該当箇所	変更前	変更後
P65 09 著作権の制限 3 写り込み 1～10 行目	<p>いわゆる「写り込み」のように形式的には著作権の侵害となるものの、著作権者の利益を不当に害しないような著作物の利用については、著作権が制限される規定が設けられています。</p> <p>①付随対象著作物の利用（著30条の2）            写真の撮影、映像の録画などをする際に、他人の著作物が写り込んでしまうことがあります。こうした場合でも写り込んでしまう著作物が被写体から分離困難であり、加えて写り込んでしまう著作物が撮影しようとする写真や映像からみて軽微な部分である場合には、著作権者の許諾なく、他人の著作物を自分の写真等の中に複製等することができます。たとえば、人物の写真を撮影した際に背後にキャラクターのポスターが小さく写り込んでしまうような場合です。</p>	<p>写真の撮影、映像の録画などをする際に、他人の著作物が写り込んでしまうことがあります。こうしたいわゆる「写り込み」の場合は、形式的には著作権の侵害となるものの、著作権者の利益を不当に害しないような著作物の利用については、著作権が制限される規定が設けられています。</p> <p>写り込んでしまう著作物が被写体から分離困難であり、加えて写り込んでしまう著作物が撮影しようとする写真や映像からみて軽微な部分である場合には、著作権者の許諾なく、他人の著作物を自分の写真等の中に複製することができます。たとえば、人物の写真を撮影した際に背後にキャラクターのポスターが小さく写り込んでしまうような場合です。</p>
P65 09 著作権の制限 3 写り込み ② 検討の過程における利用（著30条の3） 新規項目として追加	<p>② 検討の過程における利用（<b>著30条の3</b>）            著作権者からライセンスを受けるか否かを検討するための資料などにその他人の著作物を利用する場合には、その検討の過程においては、権利者の許諾なくその著作物を利用することができます。たとえば、CMの音楽を決める際に、検討のための社内会議でその音楽を聴いてみる行為などです。</p>	<p><b>4 検討の過程における利用</b><del>（著30条の3）</del>            著作権者からライセンスを受けるか否かを検討するための資料などにその他人の著作物を利用する場合には、その検討の過程においては、権利者の許諾なくその著作物を利用することができます。たとえば、CMの音楽を決める際に、検討のための社内会議でその音楽を聴いてみる行為などです。</p>

該当箇所	変更前
P66 09 著作権の制限 3 写り込み ③ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（著 30 条の 4） 新規項目として追加	<p>③ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（著 30 条の 4）            録音や録画技術の開発等の過程において、権利者の許諾なく他人の著作物を利用することができます。たとえば、レコーダーの開発中にテレビ番組を試しに録画してみる行為などです。</p>
	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>5 デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した権利制限</p> <p>① 著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用（著 30 条の 4）            著作物が有する経済的価値は、著作物の視聴等を通じて、視聴者等が著作物に表現された思想または感情を享受し、知的または精神的欲求を満たすという効用を得るための対価です。著作権は、この著作物が有する経済的価値を保護するための権利です。よって、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない場合は、権利者の利益を不当に害することがない限り、必要と認められる限度において、権利者の許諾なく他人の著作物を利用することができます。</p> <p>たとえば、スピーカーの開発の過程で音質を確かめるために著作物を演奏したり、深層学習（ディープラーニング）に供する目的で著作物を複製したりする行為などです。</p> <p>② 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（著 47 条の 4）            電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑または効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、または当該状態に回復することを目的とする場合は、権利者の許諾なく他人の著作物を利用することができます。</p> <p>たとえば、インターネット上にアップロードされている著作物の送信を円滑に行う目的でプロバイダが行うウイルスや有害情報等のフィルタリングのための複製行為や、コンピュータに記録された音楽ファイルや映像ファイルなどの著作物のバックアップコピーの作成行為などです。</p> <p>③ 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（著 47 条の 5）            電子計算機による情報処理により新たな知見や情報を創出する一定の行為について、その結果の提供の際、権利者の許諾なく、著作物の一部を軽微な形で提供できるとともに、当該行為の準備のために複製等を行うことができます。</p> <p>たとえば、インターネット検索サービスにおいて、キーワードに関連するインターネット上の情報の所在（URL）を検索し、その結果の提供に付随してウェブページ等の一部分を提供する行為などです。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P66～72 09 著作権の制限 4 引用～ 12 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等  項番号の変更	4 引用 5 学校その他の教育機関における複製等 6 試験問題としての複製等 7 営利を目的としない上演等 8 時事事件の報道のための利用 9 美術の著作物等の原作品所有者による展示 10 公開美術の著作物の利用 11 美術の著作物等の展示に伴う複製 12 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等	6 引用 7 学校その他の教育機関における複製等 8 試験問題としての複製等 9 営利を目的としない上演等 10 時事事件の報道のための利用 11 美術の著作物等の原作品所有者による展示 12 公開美術の著作物の利用 13 美術の著作物等の展示に伴う複製 14 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等
P67 09 著作権の制限 4 引用 19 行目	また、引用の要件を規定した著作権法 32 条を満たし、著作物を利用できる場合には、翻訳することもできます（ <b>著 43 条 2 号</b> ）。	また、引用の要件を規定した著作権法 32 条を満たし、著作物を利用できる場合には、翻訳することもできます（ <b>著 47 条の 6 第 1 項 3 号</b> ）。
P71 09 著作権の制限 11 美術の著作物等の展示に伴う複製 1～4 行目	展示権を害さずに、美術の著作物または写真の著作物の原作品を公に展示する場合には、 <b>作品を解説する来場者向けの小冊子に、展示される著作物を写真撮影により複製して掲載できます。美術展の展示作品をパンフレットで紹介する、といった行為が該当します。</b>	展示権を害さずに、美術の著作物または写真の著作物の原作品を公に展示する場合には、 <b>観覧者に、作品を解説・紹介するために、パンフレット等小冊子に展示著作物を写真撮影により複製して掲載したり、展示著作物を複製して上映したり、タブレット端末のような電子機器にも掲載することができます。</b> <b>また、作品の情報をインターネット等で紹介するため、展示著作物のサムネイル画像を併せて提供することができます。</b>

該当箇所	変更前	変更後
P72 09 著作権の制限 12 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等 4～5行目	<p>プログラムについては、壊れたときのためにバックアップを取っておきたいと思われま。そこで、プログラムの著作物の複製物の所有者は、コンピュータ上で利用するために必要と認められる限度において、プログラムを複製、翻案することができます（著 47 条の3第1項）。<b>ここでいう「翻案」とは、バージョンアップやカスタマイズなどを指すと考えられます。</b></p> <p>ただし、1つのプログラムを購入して、…</p>	<p>プログラムについては、壊れたときのためにバックアップを取っておきたいと思われま。そこで、プログラムの著作物の複製物の所有者は、コンピュータ上で利用するために必要と認められる限度において、プログラムを複製、翻案することができます（著 47 条の3第1項）。<del>ここでいう「翻案」とは、バージョンアップやカスタマイズなどを指すと考えられます。</del></p> <p>ただし、1つのプログラムを購入して、…</p>

該当箇所	変更後																					
P72～73 09 著作権の制限 12 プログラムの著作物の複製物所有者による複製等  著作権の制限規定の一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 569 819 611">条文</th> <th data-bbox="819 569 1818 611">権利の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 611 819 654">著 30 条の 4</td> <td data-bbox="819 611 1818 654">著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 654 819 696">著 33 条の 2</td> <td data-bbox="819 654 1818 696">教科用図書代替教材への掲載等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 696 819 739">著 33 条の 2 → 著 33 条の 3</td> <td data-bbox="819 696 1818 739">教科用拡大図書等の作成のための複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 739 819 782">著 42 条の 4 → 著 43 条</td> <td data-bbox="819 739 1818 782">国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 782 819 824">著 47 条</td> <td data-bbox="819 782 1818 824">美術の著作物等の展示に伴う複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 824 819 867">著 47 条の 4</td> <td data-bbox="819 824 1818 867">電子計算機における著作物の利用に付随する利用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 867 819 909">著 47 条の 5</td> <td data-bbox="819 867 1818 909">電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 909 819 952">著 47 条の 6</td> <td data-bbox="819 909 1818 952">翻訳、翻案等による利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 952 819 989">著 47 の 10 → 著 47 条の 7</td> <td data-bbox="819 952 1818 989">複製権の制限により作成された複製物の譲渡</td> </tr> </tbody> </table>	条文	権利の内容	著 30 条の 4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用	著 33 条の 2	教科用図書代替教材への掲載等	著 33 条の 2 → 著 33 条の 3	教科用拡大図書等の作成のための複製等	著 42 条の 4 → 著 43 条	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製	著 47 条	美術の著作物等の展示に伴う複製等	著 47 条の 4	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等	著 47 条の 5	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等	著 47 条の 6	翻訳、翻案等による利用	著 47 の 10 → 著 47 条の 7	複製権の制限により作成された複製物の譲渡	
条文	権利の内容																					
著 30 条の 4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用																					
著 33 条の 2	教科用図書代替教材への掲載等																					
著 33 条の 2 → 著 33 条の 3	教科用拡大図書等の作成のための複製等																					
著 42 条の 4 → 著 43 条	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製																					
著 47 条	美術の著作物等の展示に伴う複製等																					
著 47 条の 4	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等																					
著 47 条の 5	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等																					
著 47 条の 6	翻訳、翻案等による利用																					
著 47 の 10 → 著 47 条の 7	複製権の制限により作成された複製物の譲渡																					
<p>※元の著 47 条の 7、著 47 条の 8、著 47 条の 9 は削除になります。</p>																						

該当箇所	変更前	変更後
P74 09 著作権の制限 まとめ 7～8行目	<p>・プログラムの著作物の複製物の所有者は、バックアップコピーを取ったり、バージョンアップができる場合がある</p>	<p>・プログラムの著作物の複製物の所有者は、バックアップコピーを取ったり、<del>バージョンアップ</del>ができる場合がある</p>
P75 09 著作権の制限 確認問題 09 <b>I</b> 、 <b>II</b>	<p><b>I</b></p> <p>5. プログラムの著作物の複製物の(18)者は、コンピュータで利用するために(13)と認められる限度において、プログラムを(21)、(22)することができる。</p> <p><b>II</b> 著作権者の許諾のいらない複製について、…</p> <p>㉓私的使用であれば、公表されていない…</p> <p>㉔私的使用であれば、コピーコントロール…</p> <p>㉕私的使用であれば、違法な音楽や…</p> <p>㉖私的使用であれば、著作物を翻訳や編曲…</p>	<p><b>I</b></p> <p>5. プログラムの著作物の複製物の(18)者は、コンピュータで利用するために(13)と認められる限度において、プログラムを(21)、<del>(22)</del>することができる。</p> <p><b>II</b> 著作権者の許諾のいらない複製について、…</p> <p>㉓私的使用であれば、公表されていない…</p> <p>㉔私的使用であれば、コピーコントロール…</p> <p>㉕私的使用であれば、違法な音楽や…</p> <p>㉖私的使用であれば、著作物を翻訳や編曲…</p>
P76 09 著作権の制限 解答 09 <b>I</b> 、 <b>II</b>	<p><b>I</b></p> <p>5. プログラムの著作物の複製物の(18所有)者は、コンピュータで利用するために(13必要)と認められる限度において、プログラムを(21複製)、(22翻案)することができる。</p> <p><b>II</b> 著作権者の許諾のいらない複製について、…</p> <p>㉓私的使用であれば、公表されていない…</p> <p>㉔私的使用であれば、著作物を翻訳や編曲できる</p>	<p><b>I</b></p> <p>5. プログラムの著作物の複製物の(18所有)者は、コンピュータで利用するために(13必要)と認められる限度において、プログラムを(21複製)、<del>(22翻案)</del>することができる。</p> <p><b>II</b> 著作権者の許諾のいらない複製について、…</p> <p>㉓私的使用であれば、公表されていない…</p> <p>㉔私的使用であれば、著作物を翻訳や編曲できる</p>

該当箇所	変更前	変更後
P81 10 著作隣接権 2 実演家 実演家の権利一覧 報酬請求権 貸レコードについて 報酬を受ける権利	商業用レコードの貸与について貸レコード業者から報酬を受ける権利（発売後2年目から <b>50年</b> 目まで）	商業用レコードの貸与について貸レコード業者から報酬を受ける権利（発売後2年目から <b>70年</b> 目まで）
P82 10 著作隣接権 2 実演家 3 行目 8 行目	<p>実演が録画された商業用レコードの貸与権は、最初に販売した日から12カ月経過すると、適用されなくなります。ただし、実演家には報酬請求権が認められているため、発売2年目から<b>50年</b>目までの<b>49年</b>間は、例えば、貸レコード業者がその商業用レコードを…（中略）…</p> <p>実演に関する著作隣接権の存続期間は、実演を行った時から始まり、その実演が行われた日が属する年の翌年から起算して<b>50年</b>を経過するまでです（著101条1項1号、2項1号。）</p>	<p>実演が録画された商業用レコードの貸与権は、最初に販売した日から12カ月経過すると、適用されなくなります。ただし、実演家には報酬請求権が認められているため、発売2年目から<b>70年</b>目までの<b>69年</b>間は、例えば、貸レコード業者がその商業用レコードを…（中略）…</p> <p>実演に関する著作隣接権の存続期間は、実演を行った時から始まり、その実演が行われた日が属する年の翌年から起算して<b>70年</b>を経過するまでです（著101条1項1号、2項1号。）</p>
P83 10 著作隣接権 3 レコード製作者 14 行目	<p>なお、商業用レコードの貸与権は、最初に販売した日から12カ月経過すると、適用されなくなります。ただし、レコード製作者には報酬請求権が認められているため、発売2年目から<b>50年</b>目までの<b>49年</b>間は、例えば、貸レコード業者がその商業用レコードを公衆にレンタルした場合は、…</p>	<p>なお、商業用レコードの貸与権は、最初に販売した日から12カ月経過すると、適用されなくなります。ただし、レコード製作者には報酬請求権が認められているため、発売2年目から<b>70年</b>目までの<b>69年</b>間は、例えば、貸レコード業者がその商業用レコードを公衆にレンタルした場合は、…</p>
P84 10 著作隣接権 3 レコード製作者 2 行目	<p>レコードに関する著作隣接権の存続期間は、音を最初に固定した時から始まり、原則、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して、<b>50年</b>を経過するまでです（著101条1項2号、2項2号）。</p>	<p>レコードに関する著作隣接権の存続期間は、音を最初に固定した時から始まり、原則、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して、<b>70年</b>を経過するまでです（著101条1項2号、2項2号）。</p>

該当箇所	変更前			変更後																																			
P84 10 著作隣接権 3 レコード製作者 レコード製作者の権利一 覧 報酬請求権 貸レコードについて 報酬を受ける権利	商業用レコードの貸与について貸レコード業者から 報酬を受ける権利（発売後2年目から <b>50年</b> 目まで）			商業用レコードの貸与について貸レコード業者から 報酬を受ける権利（発売後2年目から <b>70年</b> 目まで）																																			
P87 10 著作隣接権 4 放送事業者・有線放 送事業者 著作隣接権の発生と消滅 一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="413 484 639 525">著作隣接権者</th> <th data-bbox="639 484 809 525">権利の発生</th> <th data-bbox="809 484 1137 525">権利の消滅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="413 525 639 648">実演家</td> <td data-bbox="639 525 809 648">(省略)</td> <td data-bbox="809 525 1137 648">その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="413 648 639 772">レコード製作者</td> <td data-bbox="639 648 809 772">(省略)</td> <td data-bbox="809 648 1137 772">その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="413 772 639 902">放送事業者・ 有線放送事業者</td> <td data-bbox="639 772 809 902">(省略)</td> <td data-bbox="809 772 1137 902">その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後</td> </tr> </tbody> </table>	著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅	実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b> 後	レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b> 後	放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 484 809 525">著作隣接権者</th> <th data-bbox="809 484 1137 525">権利の発生</th> <th data-bbox="1137 484 1870 525">権利の消滅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 525 809 648">実演家</td> <td data-bbox="809 525 1137 648">(省略)</td> <td data-bbox="1137 525 1870 648">その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 648 809 772">レコード製作者</td> <td data-bbox="809 648 1137 772">(省略)</td> <td data-bbox="1137 648 1870 772">その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 772 809 902">放送事業者・ 有線放送事業者</td> <td data-bbox="809 772 1137 902">(省略)</td> <td data-bbox="1137 772 1870 902">その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後</td> </tr> </tbody> </table>	著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅	実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後	レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後	放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 484 1365 525">著作隣接権者</th> <th data-bbox="1365 484 1535 525">権利の発生</th> <th data-bbox="1535 484 1870 525">権利の消滅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 525 1365 648">実演家</td> <td data-bbox="1365 525 1535 648">(省略)</td> <td data-bbox="1535 525 1870 648">その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 648 1365 772">レコード製作者</td> <td data-bbox="1365 648 1535 772">(省略)</td> <td data-bbox="1535 648 1870 772">その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b>後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 772 1365 902">放送事業者・ 有線放送事業者</td> <td data-bbox="1365 772 1535 902">(省略)</td> <td data-bbox="1535 772 1870 902">その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後</td> </tr> </tbody> </table>	著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅	実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後	レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後	放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後
著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅																																					
実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b> 後																																					
レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>50年</b> 後																																					
放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後																																					
著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅																																					
実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後																																					
レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後																																					
放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後																																					
著作隣接権者	権利の発生	権利の消滅																																					
実演家	(省略)	その実演が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後																																					
レコード製作者	(省略)	その発行が行われた日の 属する年の翌年から起算 して <b>70年</b> 後																																					
放送事業者・ 有線放送事業者	(省略)	その放送・有線放送が行わ れた日の属する年の翌年 から起算して50年後																																					

該当箇所	変更前	変更後
P89 10 著作権隣接権 解答 10 <b>I</b> -1、2	<p>1. 実演家には実演家人格権が認められており、<b>①氏名表示</b>権と<b>②同一性保持</b>権を有している。<b>②同一性保持</b>権には、実演家は、<b>③④名誉、声望</b>を害する改変等を受けないことが規定されている。実演に関する著作権隣接権の存続期間は、<b>⑤実演を行った</b>時から始まり、その<b>⑥翌年</b>から起算して<b>⑦ 50年</b>を経過するまでである。</p> <p>2. レコード製作者とは、レコードに<b>⑧最初</b>に音を<b>⑨固定</b>した者をいう。その著作権隣接権の存続期間は、音を<b>⑧最初</b>に<b>⑨固定</b>した日から始まり、その<b>⑥翌年</b>から起算して<b>⑦ 50年</b>を経過するまでである。</p>	<p>1. 実演家には実演家人格権が認められており、<b>①氏名表示</b>権と<b>②同一性保持</b>権を有している。<b>②同一性保持</b>権には、実演家は、<b>③④名誉、声望</b>を害する改変等を受けないことが規定されている。実演に関する著作権隣接権の存続期間は、<b>⑤実演を行った</b>時から始まり、その<b>⑥翌年</b>から起算して<b>⑦ 70年</b>を経過するまでである。</p> <p>2. レコード製作者とは、レコードに<b>⑧最初</b>に音を<b>⑨固定</b>した者をいう。その著作権隣接権の存続期間は、音を<b>⑧最初</b>に<b>⑨固定</b>した日から始まり、その<b>⑥翌年</b>から起算して<b>⑦ 70年</b>を経過するまでである。</p>
P94 11 著作権の侵害と救済 <b>1</b> 著作権の侵害 (2)侵害とみなされる行為 6～7行目	<p>① いわゆる海賊版の輸入、頒布、所持等(著 113 条 1 項)</p> <p>② プログラムの著作物について、違法な複製物であることを知りながら、業務上コンピュータで使用する行為(著 113 条 2 項)</p> <p><b>③</b> 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為(著 113 条 <b>3 項</b>各号)</p> <p><b>④</b> 音楽レコードの還流防止措置*(著 113 条 <b>5 項</b>)</p>	<p>① いわゆる海賊版の輸入、頒布、所持等(著 113 条 1 項)</p> <p>② プログラムの著作物について、違法な複製物であることを知りながら、業務上コンピュータで使用する行為(著 113 条 2 項)</p> <p><u>③ 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆるアクセスコントロール)等を権限なく回避する行為(著 113 条 3 項)</u></p> <p><b>④</b> 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為(著 113 条 <b>4 項</b>各号)</p> <p><b>⑤</b> 音楽レコードの還流防止措置*(著 113 条 <b>6 項</b>)</p>

該当箇所	変更前	変更後
P95 11 著作権の侵害と救済 2 登録制度 (1) 実名の登録 2～3行目	無名・変名で公表された著作物について、著作者は実名の登録ができます(著75条)。無名・変名の著作物の保護期間は公表後 <b>50年</b> までですが、実名の登録をすることにより、原則に戻って著作者の死後 <b>50年</b> まで保護が受けられるようになります(著52条2項2号)。	無名・変名で公表された著作物について、著作者は実名の登録ができます(著75条)。無名・変名の著作物の保護期間は公表後 <b>70年</b> までですが、実名の登録をすることにより、原則に戻って著作者の死後 <b>70年</b> まで保護が受けられるようになります(著52条2項2号)。
P100 11 著作権の侵害と救済 3 著作権侵害に対する救済 (2) 刑事罰 1～2行目 新規追加	以上をすべて満たした場合は、違法ダウンロード行為が刑事罰の対象となることになりました。	以上をすべて満たした場合は、違法ダウンロード行為が刑事罰の対象となることになりました。  <u>著作権等侵害罪については、原則として、被侵害者からの告訴がなければ公訴を提起することはできません(親告罪)(著123条1項)。しかし、以下の全ての要件を満たす場合に限り、非親告罪(告訴がなくても公訴を提起することができる)の対象となります。</u> ① <u>対価を得る目的または権利者の利益を害する目的があること</u> ② <u>有償著作物等(有償で公衆に提供または提示されている著作物等)について原作のまま譲渡・公衆送信または複製を行うものであること</u> ③ <u>有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること</u> <u>非親告罪となる侵害行為の例としては、販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為などが該当します。</u>

該当箇所	変更前	変更後
P101 11 著作権の侵害と救済 確認問題 11 <b>I</b> - 1	1. 無名・変名の著作物について、著作者は(①)の登録ができる。無名・変名の著作物の保護期間は(②)後 <b>50年</b> までだが、実名の登録をすれば(③)後 <b>50年</b> まで保護が受けられるようになる。	1. 無名・変名の著作物について、著作者は(①)の登録ができる。無名・変名の著作物の保護期間は(②)後 <b>70年</b> までだが、実名の登録をすれば(③)後 <b>70年</b> まで保護が受けられるようになる。
P102 11 著作権の侵害と救済 解答 11 <b>I</b> - 1	1. 無名・変名の著作物について、著作者は(① <b>実名</b> )の登録ができる。無名・変名の著作物の保護期間は(② <b>公表</b> )後 <b>50年</b> までだが、実名の登録をすれば(③ <b>死</b> )後 <b>50年</b> まで保護が受けられるようになる。	1. 無名・変名の著作物について、著作者は(① <b>実名</b> )の登録ができる。無名・変名の著作物の保護期間は(② <b>公表</b> )後 <b>70年</b> までだが、実名の登録をすれば(③ <b>死</b> )後 <b>70年</b> まで保護が受けられるようになる。
P117 13 不正競争防止法 [2] 2 営業秘密不正取得 等行為 3 行目	ここで、「不正な手段」とは、窃盗、詐欺、 <b>脅迫</b> 等を行います。なお、営業秘密を職務上正当に取得したのであれば、不正な手段による取得にはなりません、…	ここで、「不正な手段」とは、窃盗、詐欺、 <b>強迫</b> 等を行います。なお、営業秘密を職務上正当に取得したのであれば、不正な手段による取得にはなりません、…
P171 17 種苗法 確認問題 17 <b>II</b> - ㉔	㉔育成権者により譲渡された種苗からの収穫物を販売する	㉔育成 <b>者</b> 権者により譲渡された種苗からの収穫物を販売する
P203 索引(1) 民法 さ 5 行目	□ 詐欺または <b>脅迫</b> ……………135	□ 詐欺または <b>強迫</b> ……………135

■第 35 回（2020 年 3 月 15 日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更後
<p>P121 13 不正競争防止法 [2] 4 技術的制限手段妨害行為 の前に新規追加</p>	<p><b>4 限定提供データ不正取得等行為</b></p> <p>「限定提供データ」とは、相手方を限定して業として提供する情報として（〔限定提供性〕）、電磁的方法により相当量蓄積され（〔相当蓄積性〕）、および管理されている（〔電磁的管理性〕）技術上または営業上の情報で、秘密として管理されているものを除いたものです（不2条7項）。即ち、第三者への提供禁止などの一定の条件の下で、データ保有者が、できるだけ多くの者に提供するために電磁的管理（ID・パスワード等）を施して提供するデータです。例えば、公共機関に対して災害時の道路状況把握等に役立てるように自動車メーカーが収集・提供する車両走行データなど、主として企業間等で複数者に提供・共有されることにより、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めたりするなど、その利活用が期待されているデータです。</p> <p>「限定提供データ」に関し、次に挙げる行為が、不正競争として規定されています。</p> <p>(1) 限定提供データ不正取得</p> <p>アクセス権のない者が、不正手段により限定提供データを取得する行為や、不正取得した限定提供データを使用や開示する行為が該当します（不競2条1項11号）。</p> <p>(2) 不正取得後悪意転得</p> <p>不正取得行為（不競2条1項11号）が介在したことを知りながら、その限定提供データを取得する行為や、またはそのようにして取得した限定提供データを使用や開示する行為が該当します（不競2条1項12号）。</p> <p>(3) 不正取得善意転得後悪意開示</p> <p>不正取得行為（不競2条1項11号）が介在したことを知らずに（善意で）取得した後に、それらの事情を知ったにもかかわらず、その限定提供データを開示する行為が該当します（不競2条1項13号）。</p> <p>(4) 不正目的使用開示</p> <p>限定提供データの保有者から限定提供データを示された後に、不正利益目的または加害目的で、その限定提供データを使用や開示する行為が該当します（不競2条1項14号）。</p> <p>(5) 不正開示後悪意転得</p> <p>不正開示行為（不競2条1項14号）であること、もしくは不正開示行為が介在したことを知りながらその限定提供データを取得する行為や、またはそのようにして取得した限定提供データを使用や開示する行為が該当します（不競2条1項15号）。</p>

※次ページにつづく

該当箇所	変更後	
P121 13 不正競争防止法 [2] 4 技術的制限手段妨害行為 の前に新規追加	6) 不正開示善意転得後悪意開示 不正開示行為（不競2条1項14号）があったこと、不正開示行為が介在したことを知らずに（善意で）その限定提供データを取得した後に、それらの事情を知ったにもかかわらず、その限定提供データを開示する行為が該当します（不競2条1項16号）。  ①適用除外 取引によって限定提供データを取得した者が、不正に限定提供データが開示されたことや、不正に取得・開示された行為が介在したこと等を知らず、その取引によって取得した権原の範囲内でその限定提供データを開示する行為や、その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、またはその取得した限定提供データを使用・開示する行為については、差止請求（不競3条）や、損害賠償請求（不競4条）の規定が適用されません（不競19条1項8号）。	
該当箇所	変更前	変更後
P121～122 13 不正競争防止法 [2] 4 技術的制限手段妨害行為 P121 項目番号 P122 4 行目 6 行目	4 技術的制限手段妨害行為 映像や音の視聴、プログラムの実行等が、営業上の理由で用いられている技術的制限手段により制限されている場合に、その手段の効果を妨げて制限をはずす機能を有する装置などを譲渡等する行為を、技術的制限手段妨害行為といいます（不競2条1項11号）。ただし、その技術的制限手段の試験または研究のために、当該装置を譲渡等する行為について、差止請求（不競3条）や、損害賠償請求（不競4条）の規定は適用されません（不競19条1項8号）。	5 技術的制限手段妨害行為 映像や音の視聴、プログラムの実行等が、営業上の理由で用いられている技術的制限手段により制限されている場合に、その手段の効果を妨げて制限をはずす機能を有する装置などを譲渡等する行為を、技術的制限手段妨害行為といいます（不競2条1項17号、18号）。ただし、その技術的制限手段の試験または研究のために、当該装置を譲渡等する行為について、差止請求（不競3条）や、損害賠償請求（不競4条）の規定は適用されません（不競19条1項9号）。

該当箇所	変更前	変更後
P122 13 不正競争防止法 [2] 5 ドメイン名不正取得等行為 項目番号 3 行目	<b>5</b> ドメイン名不正取得等行為 不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、他人の氏名や商号といった特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を取得、保有、使用する行為を、ドメイン名不正取得等行為といたします（不競2条1項 <b>13号</b> ）。	<b>6</b> ドメイン名不正取得等行為 不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、他人の氏名や商号といった特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を取得、保有、使用する行為を、ドメイン名不正取得等行為といたします（不競2条1項 <b>19号</b> ）。
P123 13 不正競争防止法 [2] 6 原産地等誤認惹起行為 3 行目	<b>6</b> 原産地等誤認惹起行為 商品、役務、その広告等に、その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量などについて誤認させるような表示や、その表示をした商品を譲渡、引渡し、輸出入等をする行為を、原産地等誤認惹起行為といたします（不競2条1項 <b>14号</b> ）。	<b>7</b> 原産地等誤認惹起行為 商品、役務、その広告等に、その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量などについて誤認させるような表示や、その表示をした商品を譲渡、引渡し、輸出入等をする行為を、原産地等誤認惹起行為といたします（不競2条1項 <b>20号</b> ）。
P124 13 不正競争防止法 [2] 7 競争者営業誹謗行為 2 行目 9 行目	<b>7</b> 競争者営業誹謗行為 競争関係にある他人の営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為を、競争者営業誹謗行為といたします（不競2条1項 <b>15号</b> ）。 …（中略）… また、「虚偽の事実」とあるので、それが真実であれば、 <b>15号</b> の不正競争行為には該当しません。	<b>8</b> 競争者営業誹謗行為 競争関係にある他人の営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為を、競争者営業誹謗行為といたします（不競2条1項 <b>21号</b> ）。 …（中略）… また、「虚偽の事実」とあるので、それが真実であれば、 <b>21号</b> の不正競争行為には該当しません。

該当箇所	変更後	
<p>P125 3 不正競争防止法 [2] 8 代理人等商標無断使用行為 4 行目、注釈 1 行目</p>	<p>8 代理人等商標無断使用行為 パリ条約の同盟国等において、商標に関する権利を有する者の代理人等が、正当な理由なく、権利者の承諾を得ずに、その商標と同一または類似の商標をその権利に係る商品等やそれに類似する商品等に使用する行為等を、代理人等商標無断使用行為といたします（不競 2 条 1 項 <b>16 号</b>） *。 …（中略）…</p> <hr/> <p>* 不正競争防止法 2 条 1 項 <b>16 号</b>と同様の規定が、商標法 53 条の 2 にあります。…</p>	<p>9 代理人等商標無断使用行為 パリ条約の同盟国等において、商標に関する権利を有する者の代理人等が、正当な理由なく、権利者の承諾を得ずに、その商標と同一または類似の商標をその権利に係る商品等やそれに類似する商品等に使用する行為等を、代理人等商標無断使用行為といたします（不競 2 条 1 項 <b>22 号</b>） *。 …（中略）…</p> <hr/> <p>* 不正競争防止法 2 条 1 項 <b>22 号</b>と同様の規定が、商標法 53 条の 2 にあります。…</p>
<p>P125 3 不正競争防止法 [2] 9 救済と罰則 ①救済措置 4 行目</p>	<p>特に、差止請求権は、不正競争行為の拡大防止に効果的です。ただし、営業秘密の保有者が、侵害の事実およびその行為を行う者を知った時から 3 年が経過した後、…</p>	<p>特に、差止請求権は、不正競争行為の拡大防止に効果的です。ただし、営業秘密 <b>もしくは限定提供データ</b>の保有者が、侵害の事実およびその行為を行う者を知った時から 3 年が経過した後、…</p>

該当箇所	変更後			
P126～127 13 不正競争防止法 [2] 9 救済と罰則 不正競争行為の類型と適用除外（一覧表）	4号	営業秘密	不正取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善意かつ重大な過失なく取得した権原の範囲内での使用</li> </ul>
	5号		不正取得後悪意転用	
	6号		不正取得善意転得後悪意使用	
	7号		不正目的使用開示	
	8号		不正開示後悪意転得	
	9号		不正開示善意転得後悪意使用	
11号～16号 新規追加	10号	営業秘密侵害品の譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差止請求権の時効消滅後の譲渡等</li> </ul>	
旧11号～16号 号番号変更	11号	限定提供 データ	不正取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善意で取得した権原の範囲内での開示</li> </ul>
	12号		不正取得後悪意転用	
	13号		不正取得善意転得後悪意使用	
	14号		不正目的使用開示	
	15号		不正開示後悪意転得	
	16号		不正開示善意転得後悪意使用	
	17号	技術的制限手段妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的制限手段の試験または研究用の装置の譲渡等</li> </ul>	
	18号			
	19号	ドメイン名不正取得	なし	
	20号	原産地等誤認惹起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通名称の使用等</li> </ul>	
	21号	競争者営業誹謗	なし	
	22号	代理人等商法無断使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通名称の使用等</li> <li>・自己の氏名の使用</li> </ul>	

該当箇所	変更前	変更後
P127 13 不正競争防止法 [2] まとめ 6～7行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正競争防止法2条1項 <b>13号</b>（ドメイン名不正取得等行為）、<b>15号</b>（競争者営業誹謗行為）については、適用除外がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「限定提供データ」と認められるためには、①限定提供性、②相当蓄積性、③電磁的管理性の3つの要件をみたすことが必要であり、秘密として管理されているものは除かれる</li> <li>限定提供データを自ら不正に取得していなくても、その後その営業秘密を開示する行為が不正競争に該当する場合がある</li> <li>不正競争防止法2条1項 <b>19号</b>（ドメイン名不正取得等行為）、<b>21号</b>（競争者営業誹謗行為）については、適用除外がない</li> </ul>
P176 18 関税法 <b>3</b> 輸出または輸入してはならない貨物 枠内－② 1行目  <b>※2019年3月29日追加</b>	輸出してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10～12号</b> に掲げる行為  輸入してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10～12号</b> に掲げる行為	輸出してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10号、17号または18号</b> に掲げる行為  輸入してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10号、17号または18号</b> に掲げる行為
P189 19 弁理士法 <b>2</b> 弁理士の業務 (3)取引関連等業務 枠内－① 1行目	① 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物に関する権利、技術上の秘密、以上についての売買契約や、通常実施権の許諾に関する契約、またその他の契約に関して、締結の代理、媒介、またはこれらの相談に応じること	① 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、著作物に関する権利、技術上の秘密、 <b>技術上のデータ</b> 、以上についての売買契約や、通常実施権の許諾に関する契約、またその他の契約に関して、締結の代理、媒介、またはこれらの相談に応じること

■第34回(2019年11月17日)以降の検定試験より反映されます →第36回(実施日未定)以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更後
<p>P68 09 著作権の制限 5 学校その他の教育機関における複製等 1～12行目 全体差し替え</p>	<p>学校やその他の教育機関にて、授業の過程における利用を目的とする場合には、教育の担任または生徒は、必要な限度において、公表された著作物を、権利者の許諾なく無償で、複製したり、遠隔合同授業のために公衆送信を行ったり、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができます(著35条1項、3項)。</p> <p>例えば、教育の担任が対面授業で使う資料としてウェブサイトをプリントアウトして生徒に配布したり、インターネット等による遠隔合同授業(同時中継)が行われている場合に、異なる教室で同時に授業を受けている生徒に対して、対面授業で使用している資料や講義映像を送信する行為などが、これに該当します。また、eラーニングや予習・復習のための教材のオンデマンド配信等の教育機関の授業の過程における著作物の公衆送信については、一定の補償金を支払えば、権利者の許諾なしに利用することができます(著35条1項、2項)。</p> <p>ここでいう、「学校やその他の教育機関」とは、中学校や高校、大学などを指しますが、営利目的の機関は除外されているため、予備校などは含まれないと考えられます。</p> <p>なお、著作権者の利益を不当に害するときには、この規定が働きません。例えば、先生が学習用ドリルを1部だけ購入し、これをコピーして小学校の授業で生徒全員に配る行為は、著作権侵害になります。学習用ドリルの出版社の利益を著しく害するからです(著35条1項)。</p>

### 掲載条文の変更について（※2019年4月3日追加）

今回の法改正では条文の変更が多く全てを掲載するとページ数が増加するため、変更のあるページおよび内容をまとめました。

変更内容につきましては、それぞれの法律の新旧対照表にてご確認ください。

ページ	掲載条文	変更内容
49	著 57 条	一部修正
50	著 116 条 3 項	一部修正
51	著 52 条 1 項	一部修正
51	著 53 条 1 項	一部修正
63	著 43 条 1 項 1 号～5 号	著 47 条の 6 第 1 項 1 号～6 号に差替え
63	著 49 条 1 項 1 号	一部修正
64	著 30 条の 2 第 1 項	一部修正
65	著 30 条の 2 第 2 項	一部修正
65	著 30 条の 3	一部修正
65	著 30 条の 4	全部修正
65	著 47 条の 9	削除
		著 47 条の 4 第 1 項を新規追加
65		著 47 条の 5 第 1 項を新規追加
66	著 48 条 1 項 1 号	一部修正
67	著 35 条 1 項、2 項	著 35 条 1 項～3 項に差替え
71	著 47 条 1 項	一部修正
72	著 47 条の 3 第 1 項	一部修正
79	著 95 条 1 項	一部修正
80	著 101 条 2 項 1 号	一部修正
83	著 101 条 2 項 2 号	一部修正
93	著 113 条 1 項～6 項	著 113 条 1 項～7 項に差替え
98	著 119 条 1 項～3 項	一部修正

ページ	掲載条文	変更内容
99		著 123 条 1 項、2 項を新規追加
104	不競 4 条	一部修正
108	不競 19 条 1 項 1 号、2 号	一部修正
117	不競 2 条 1 項 4 号～9 号	一部修正
121	不競 19 条 1 項 6 号、7 号	一部修正
121		不競 2 条 1 項 11 号～16 号、 不競 2 条 7 項を新規追加
121	不競 2 条 1 項 11 号	一部修正 <sup>※</sup>
122	不競 2 条 1 項 12 号	一部修正 <sup>※</sup>
121	不競 2 条 1 項 11 号	11 号→17 号に号番号変更 <sup>※</sup>
122	不競 2 条 1 項 12 号	12 号→18 号に号番号変更 <sup>※</sup>
122	不競 19 条 1 項 8 号	不競 19 条 1 項 9 号に差替え
122	不競 2 条 1 項 13 号	13 号→19 号に号番号変更
123	不競 2 条 1 項 14 号	14 号→20 号に号番号変更
123	不競 19 条 1 項 1 号	一部修正
124	不競 2 条 1 項 15 号	15 号→21 号に号番号変更
124	不競 2 条 1 項 16 号	16 号→22 号に号番号変更
175	関税法 69 条の 2 第 1 項 4 号	一部修正
175	関税法 69 条の 11 第 1 項 10 号	一部修正
187	弁理士法 4 条 3 項 1 号～3 号	一部修正
187	弁理士法 4 条 3 項 4 号	新規追加

※同じ条文でも内容変更の施行日と号番号変更の施行日が異なります。

